

令和6年度 委託

設計書

委託番号

委託名 歩道橋エレベーターほか機械警備業務委託

委託箇所 明石市大蔵海岸通1丁目1番 地内ほか

工 種 道路維持

都市局道路安全室道路整備課

[illegible]

歩道橋エレベーターほか機械警備業務委託

項目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
朝霧歩道橋エレベーター					
機械警備業務	12	カ月			
太寺上ノ丸59号線エレベーター					
機械警備業務	12	カ月			
山陽東二見駅エレベーター					
機械警備業務(北側)	12	カ月			
機械警備業務(南側)	12	カ月			
南畑歩道橋エレベーター					
機械警備業務(東側)	12	カ月			
機械警備業務(西側)	12	カ月			
小計					
消費税相当額	1	式			消費税等の税率10%
計					

歩道橋エレベーターほか機械警備業務委託仕様書

1 目的

警備対象エレベーター利用者等の安全確保を図るとともに、異常信号など異常事態の早期発見につとめ、円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 委託場所

- (1) 明石市大蔵海岸通1丁目1番地内（朝霧歩道橋南側）
朝霧歩道橋エレベーター 1台
- (2) 明石市上ノ丸2丁目13番1地内（市道太寺上ノ丸59号線）
太寺上ノ丸59号線エレベーター 1台
- (3) 明石市二見町東二見字藤寄417番9地内（山陽東二見駅自由通路北側）
山陽東二見駅北側エレベーター 1台
- (4) 明石市二見町東二見463地内（山陽東二見駅自由通路南側）
山陽東二見駅南側エレベーター 1台
- (5) 明石市小久保ほか地内（南畑歩道橋東側）
南畑歩道橋東側エレベーター 1台
- (6) 明石市西明石西町2丁目地内（南畑歩道橋西側）
南畑歩道橋西側エレベーター 1台

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 提出書類

〔着手前〕 契約締結後速やかに着手届、工程表、業務責任者届（経歴、資格等を含む）、作業計画書（緊急連絡網図・安全管理・作業方法）及びその他必要書類を委託者に提出しなければならない。

〔業務後〕 業務報告書（月1回、委託者が必要としたとき写真含む）・遠隔監視結果報告書（月1回）

〔完了後〕 完了届

5 共通事項

- (1) 各委託箇所の業務内容及び、仕様については、特記仕様書によるものとする。
- (2) 警備時間及び警備責任者は、24時間体制とする。
- (3) 警備業務の実施上必要な鍵及びカード等は、委託者・受託者に預託するものとし、預託された鍵はそれぞれが厳重な取扱いと保管することとする。

- (4) 警備実施中事故が発生したときは、受託者は、事故報告書を委託者に提出するものとする。
- (5) 受託者は、設置した警報装置の機能について、適時保守点検を行うものとし、点検の都度、その状況を委託者に報告するものとする。
- (6) 委託者が、業務上警備機器等を利用する場合は、必要となる電話回線の設置及び回線利用料は受託者負担とする。
- (7) 警備業務を実施するため、警備対象物件に設置する装置及び、これに付帯する一切の装置の取付費、撤去費、その他経費は受託者が負担し、受託者の所有に属する。

6 その他

- (1) 委託料の支払いは、受託者の請求により支払うものとする。支払い回数は四半期ごととする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者協議の上決定するものとする。

以 上

歩道橋エレベーターほか機械警備業務委託特記仕様書

明石市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する標記業務の特記仕様は、次のとおりとする。

1 各委託箇所の業務範囲及び、仕様詳細

(1) エレベーター 5 箇所

（朝霧歩道橋・太寺上ノ丸 5 9 号線・山陽東二見駅南側・南畑歩道橋東側・南畑歩道橋西側）

⑦ 業務の範囲

- ① エレベーター内非常用釦作動時の対応、及び利用者との対応
- ② エレベーター内遠隔画像監視
- ③ 急病人等の確認及び関係機関への連絡手配
- ④ 犯罪行為等の確認及び関係機関への連絡手配
- ⑤ 不測事態の拡大防止
- ⑥ その他、委託者が指示する事項

⑧ 仕様詳細

警備時間はエレベーター 2 4 時間機械警備することとし、警備は次のとおり実施するものとする。

- ① エレベーター内に取り付けた非常用釦を利用者が作動させた場合、自動的に警備本部に通報され、音声にて双方会話できる装置を設置すること。
- ② 上記①の際、エレベーター内の動画（1 秒間に 1 5 コマ以上）を警備本部に送信でき、現地及び警備本部にて録画できる装置を設置すること。
- ③ 緊急時に警備本部からの信号により、エレベーター内の画像が受信でき、音声にて双方会話ができる装置を設置すること。
- ④ 受託者は警備本部において、画像監視装置・利用者からの連絡装置を監視し、業務上の処置を講じること。また、必要に応じて警備員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたるものとする。
- ⑤ 受託者は警備本部において非常信号を受信したとき、及び委託者より通知・連絡等があった場合は、速やかにエレベーター保守点検会社（以下「エレベーター会社」という。）と連絡調整を行い、当該現場へ技術者を迅速に派遣し適切な処置を講ずること。

なお、現状等の状況を把握した場合は、その内容を速やかに委託者に連絡するとともに、その原因・経緯結果等の報告書を速やかに委託者（必要に応じて関係機関）へ提出するものとする。また、業務対象物件付近の安全管理上、必要に応じて掲示板、標識、安全柵等の安全対策を講じ、エレベーター会社が作業完了するまで、当該物件利用者等の安全確保に万全を期すること。

(2) 山陽東二見駅北側エレベーター

ア 業務の範囲

- ① エレベーター内非常用釦作動時の対応及び利用者との対応
- ② 急病人等の確認及び関係機関への連絡手配
- ③ 犯罪行為等の確認及び関係機関への連絡手配
- ④ その他不測事態の拡大防止
- ⑤ その他委託者が指示する事項

イ 仕様詳細

警備時間はエレベーター 24 時間機械警備することとし、警備は次のとおり実施するものとする。

- ① エレベーター内に取り付けた非常用釦を利用者が作動させた場合、自動的に警備本部に通報される装置を設置すること。
- ② 受託者は警備本部において、利用者からの連絡装置を監視し、業務上の処置を講じること。また、必要に応じて警備員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたるものとする。
- ③ 受託者は警備本部において非常信号を受信したとき、及び委託者より通知・連絡等があった場合は、速やかにエレベーター会社と連絡調整を行い、当該現場へ技術者を迅速に派遣し適切な処置を講ずること。

なお、現状等の状況を把握した場合は、その内容を速やかに委託者に連絡するとともに、その原因・経緯結果等の報告書を速やかに委託者（必要に応じて関係機関）へ提出するものとする。また、業務対象物件付近の安全管理上、必要に応じて掲示板、標識、安全柵等の安全対策を講じ、エレベーター会社が作業完了するまで、当該物件利用者等の安全確保に万全を期すること。

朝霧歩道橋エレベーター機械警備業務箇所



詳細図

歩道

車道 (市道 大蔵町48号線)

朝霧連絡歩道橋

歩道

両段式階段 上ル

公衆便所

(女)

(男)

案内板

上ル

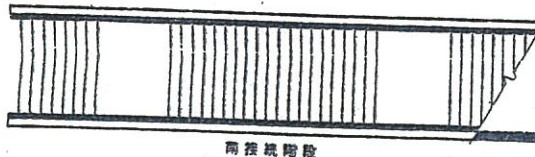
管理室

1階 平面図
(市道レベル)

エレベーターホール

風除スクリーン

朝霧連絡歩道橋



両段式階段

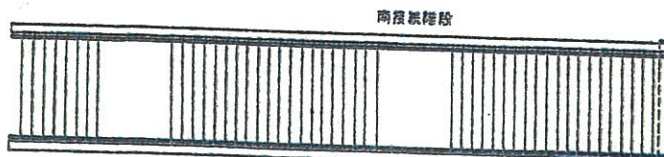
エレベーターホール

吹抜

下ル

2階 平面図

風除スクリーン



両段式階段

下ル

エレベーターホール

風除スクリーン

3階 平面図
(朝霧連絡歩道橋レベル)

JRA朝霧駅

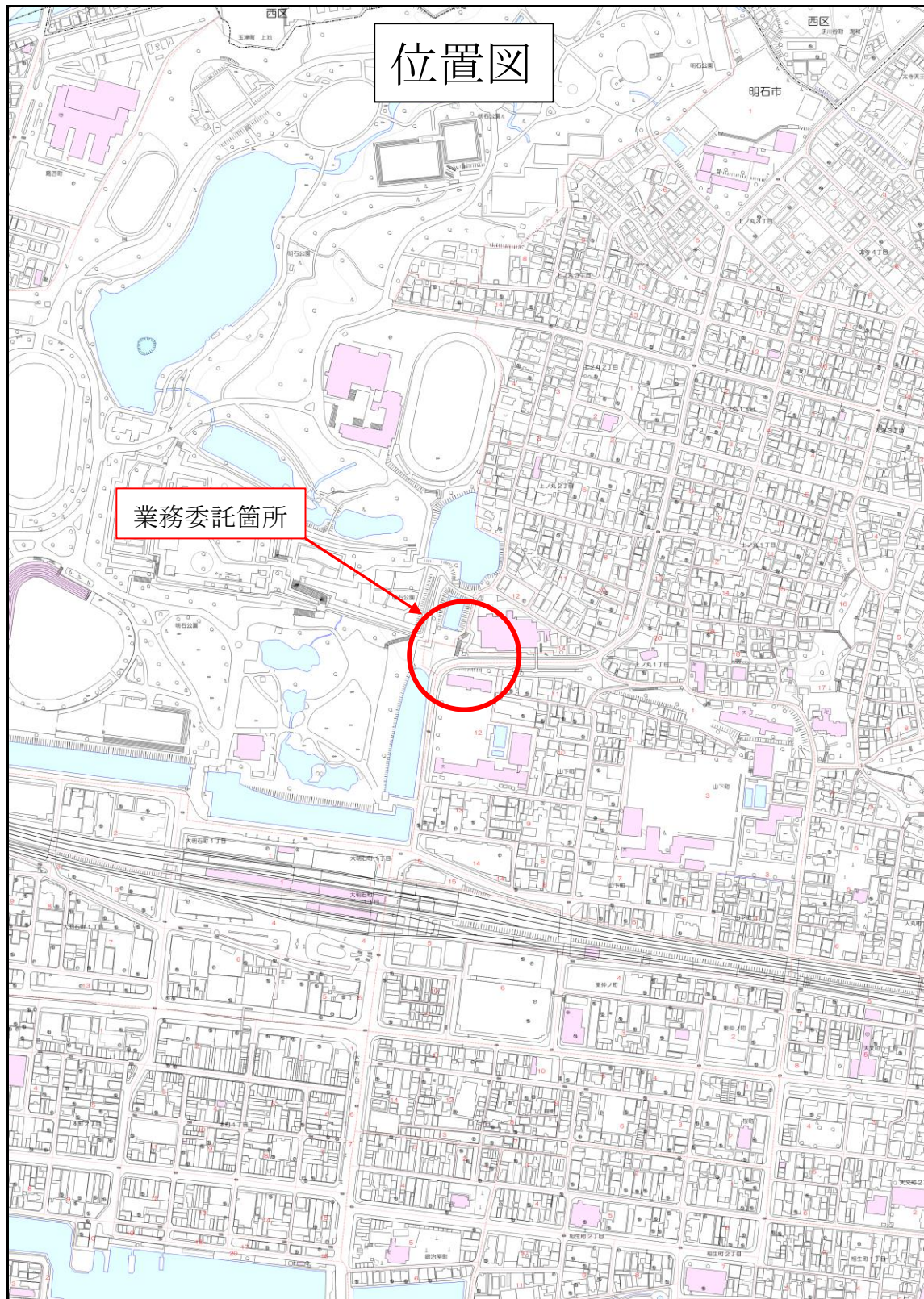
朝霧連絡歩道橋

底

凡例
委託箇所



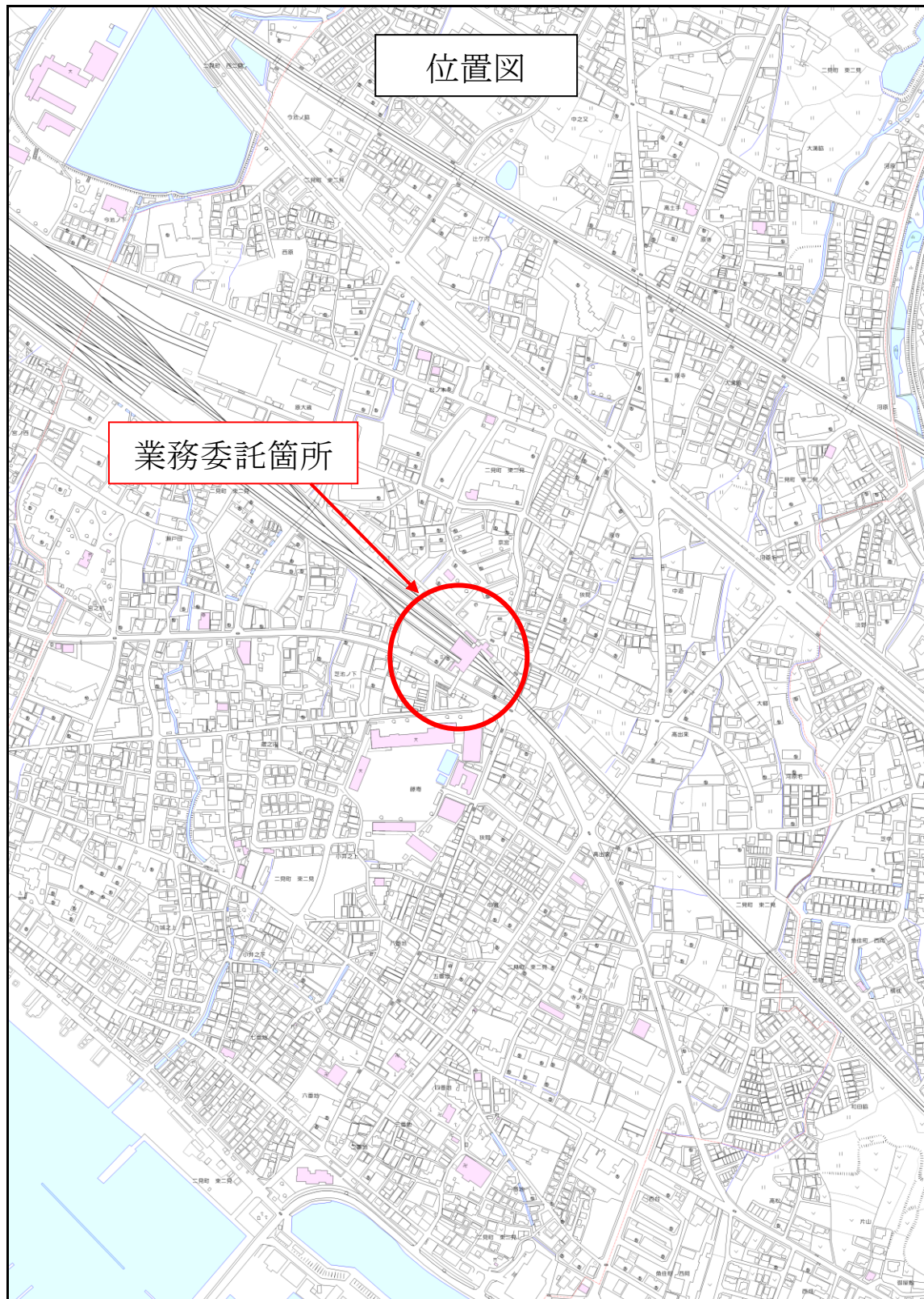
太寺上ノ丸 59 号線エレベーター機械警備業務箇所



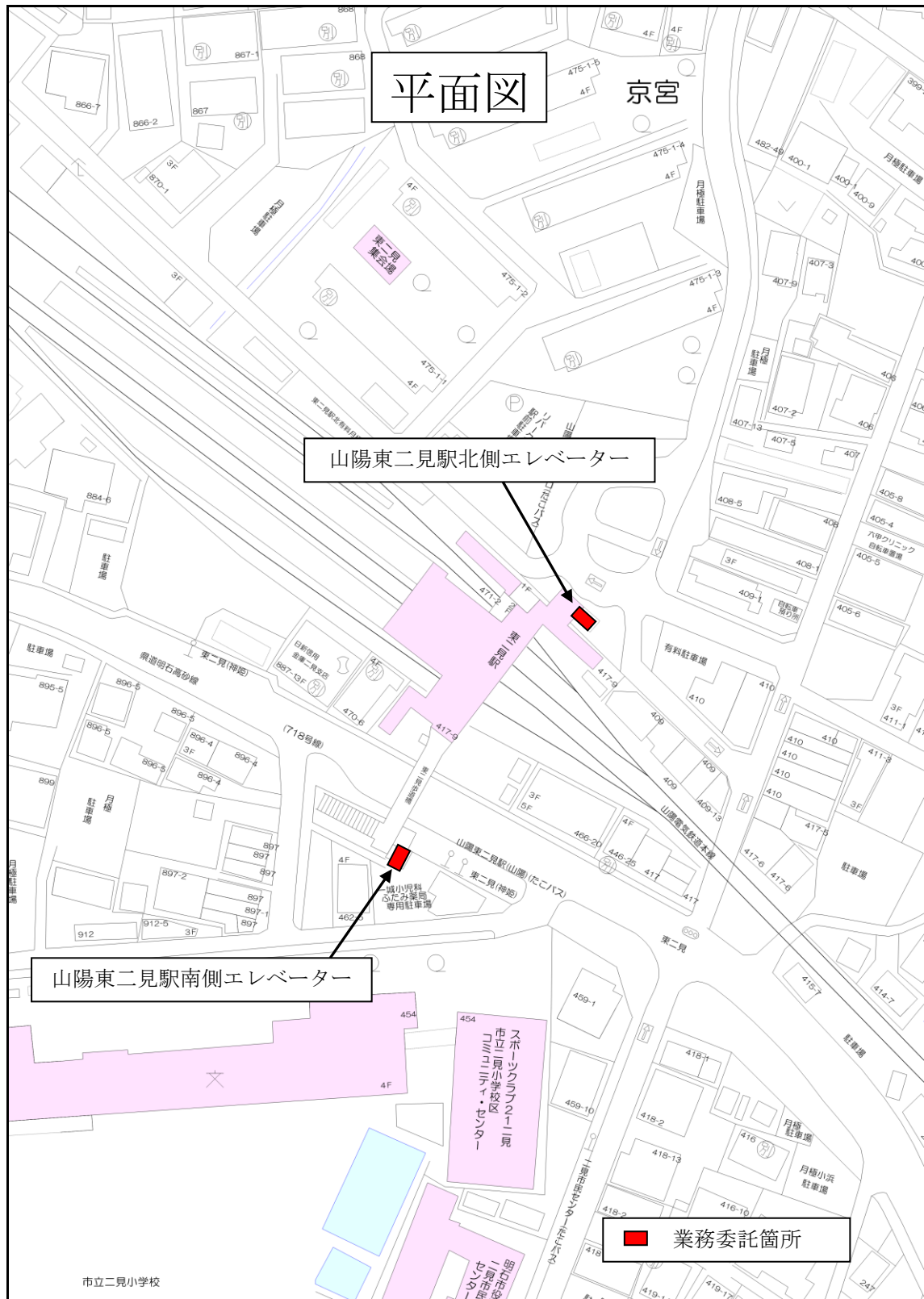
太寺上ノ丸 59 号線エレベーター機械警備業務箇所



山陽東二見駅北・南エレベーター機械警備業務箇所



山陽東二見駅北・南エレベーター機械警備業務箇所



南畑歩道橋エレベーター機械警備業務箇所

位置図

